

ネットとうほく2020(検)第8号-2
2021年(令和3年)2月1日

〒980-0813
山形市桜町2丁目8-20
株式会社中央塗装工業 御中

〒981-0933 仙台市青葉区柏木一丁目2-40
ブライトシティ柏木702号室
内閣総理大臣認定 適格消費者団体
特定非営利活動法人消費者市民ネットとうほく
理事長 吉岡和弘
電話 022-727-9123
FAX 022-739-7477
URL <http://www.shiminnet-tohoku.com>



申 入 書

消費者市民ネットとうほく(以下、当団体という)は、本年10月1日付け書面により、貴社に対して、貴社の訪問販売における勧誘方法や訪問販売で使用されている契約書面の記載内容、貴社が定める違約金の基準等に関して照会をいたしました。

これに対し、貴社より、同月7日付けで回答書をお送りいただきました。速やかな対応をいただいたことに感謝申し上げます。

さて、貴社の勧誘方法に関しましては、顧客の勧誘継続の意思確認や勧誘継続を望まなかった場合の対応等については、従業員への法令遵守の指導を徹底することです。社内における一層の取組みをよろしくお願いいたします。

その上で、訪問販売において使用している書面につきましては、以下の通り申入れをいたします。本申入れに対する回答は、本書面到達後2ヶ月以内に、書面にて当団体まで送付頂きますようお願いいたします。

第1 申入れの趣旨

- 1 貴社が訪問販売を行うにあたっては、特定商取引法第4条、同第5条所定の事項を記載した書面を使用すること。
- 2 貴社が契約書で使用している「契約後の解約の場合には、契約金の30%を違約金として申し受けます」との約定を廃止し、消費者契約法第9条第1号に適合する内容の条項に改定すること。

第2 申入れの理由

1 申入れの趣旨1について

特定商取引法においては、消費者の利益を保護するために、訪問販売に関する規制が定められております。貴社が訪問販売にあたり使用している書面は、特定商取引法第4条、同第5条所定の事項が記載されておらず、法定書面の交付義務を遵守した営業がなされていないことがうかがえます。

特定商取引法第4条、同第5条所定の事項は、下記の通りですので、これらの内容を貴社の契約書面に盛り込むことを求めます。

記

- ① 商品(権利、役務)の種類
- ② 販売価格(役務の対価)
- ③ 代金(対価)の支払時期、方法
- ④ 商品の引渡時期(権利の移転時期、役務の提供時期)
- ⑤ 契約の申込みの撤回(契約の解除)に関する事項(クーリング・オフできない部分的適用除外がある場合はその旨含む)
- ⑥ 事業者の氏名(名称)、住所、電話番号、法人ならば代表者の氏名
- ⑦ 契約の申込み又は締結を担当した者の氏名
- ⑧ 契約の申込み又は締結の年月日
- ⑨ 商品名、商品の商標または製造業者名
- ⑩ 商品の型式
- ⑪ 商品の数量
- ⑫ 商品に隠れた瑕疵(一見しただけではわからない不具合)があった場合、販売業者の責任についての定めがあるときには、その内容
- ⑬ 契約の解除に関する定めがあるときには、その内容
- ⑭ そのほか特約があるときには、その内容

<補足>このほか消費者に対する注意事項として、書面をよく読むべきことを、赤枠の中に赤字で記載しなければなりません。また、クーリング・オフの事項についても赤枠の中に赤字で記載しなければなりません。さらに、書面の字の大きさは8ポイント(官報の字の大きさ)以上であることが必要です。

なお、リフォーム業者が使用する標準的な契約書の内容については、一般社団法人住宅リフォーム推進協議会が、そのホームページ(<http://www.j-reform.com/publish/shosiki.html>)において、住宅リフォーム標準契約書の書式を公表しておりますので、参考になさってください。

2 申入れの趣旨2について

契約の相手方に交付する書面には、契約後の解除の場合には「契約金の30%を違約金として申し受けます」との記載がありますが、違約金について、消費者契約法において、「解除に伴い当該事業者が生じるべき平均的な損害の額を超える部分」は「無効」となると定められております(同法第9条第1号)。貴社が契約金の一律30%を違約金と定めているのは、貴社に一般的に生じる損害を超える事案もあり得ることから、上記規定により無効になる場合もあるものと思われれます。

上記の住宅リフォーム標準契約書書式においては、契約解除に伴う措置として、解除後の清算の条項案も掲載されております。このような例も参考にして、解除後の金銭の授受に関する条項を定めるのが相当と思料いたします。

ご検討をいただきますようよろしくお願いいたします。

以上